

### 3 情報・通信関係

#### (1) 通信

規制緩和推進3か年計画(再改定)(平成12年3月31日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成10年度	平成11年度	平成12年度		
第一種電気通信事業に係る規制	? 退出規制について、競争の進展及び代替者出現の環境整備を踏まえ、状況の整った分野から順次届出化を図る。	状況の整った分野から順次届出化を検討・実施			(総務省) 平成15年3月17日、全ての電気通信事業について、休廃止に係る許可制を廃止し、届出制とするための電気通信事業法の一部を改正する法律案を第156回国会に提出し、同年7月17日に可決・成立、同年7月24日に公布され、平成16年4月1日に施行された。	
インターネット通信料金	インターネットの通信料金に係る定額制の導入を始めとする料金の低下を求めるニーズに対応し、以下の措置を講ずる。  i) 従来の電話線を活用するDSL(デジタル加入者回線)や無線による接続、CATV、衛星など次々に現れる多様なアクセス回線技術の速やかな導入を促進するため、必要に応じ、積極的な利用に向けて技術的な検討等の環境整備を進める。			12年度以降逐次実施	(総務省) 「無線設備規則の一部を改正する省令」(平成10年郵政省令第112号)等により、準ミリ波帯・ミリ波帯(22GHz帯、26GHz帯及び38GHz帯)の周波数を利用した無線アクセスシステム等の実用化のための措置を講じた。 「無線設備規則の一部を改正する省令」(平成12年郵政省令第49号)等により、60GHz帯において無線アクセスシステム等の実用化のための措置を講じた。 「無線設備規則の一部を改正する省令」(平成14年総務省令第21号)等により、2.4GHz帯、25GHz帯において免許不要な無線アクセスシステム等の高度化、実用化のための措置を講じた。 「無線設備規則の一部を改正する省令」(平成14年総務省令第98号)等により、5GHz帯無線アクセスシステムの実用化のための措置を講じた。 「無線設備規則の一部を改正する省令」(平成15年総務省令第133号)等により、18GHz帯において利用可能な無線アクセスシステム等の実用化のための措置を講じた。	

#### (4) 周波数割当

規制緩和推進3か年計画(再改定)(平成12年3月31日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成10年度	平成11年度	平成12年度		
?周波数割当・利用方法	? )周波数資源開発のためのイノベーションを促進するため、電波法の技術基準について、技術開発を行う民間企業等の意見を反映させ、可能な限り自由度の高い基準となるように努める。			12年度以降引き続き逐次実施	(総務省) 電波法の技術基準を定めるための情報通信審議会の審議において、技術開発を行う民間企業等の専門家を専門委員として増員し、その意見を反映するとともに、審議の過程において、外部の学識経験者の意見の陳述の機会を設け、可能な限り自由度の高い基準となるように努めている。	

#### (6) 社会・行政の情報化

規制緩和推進3か年計画(再改定)(平成12年3月31日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成10年度	平成11年度	平成12年度		
社会・行政の情報化	? 当面の電子化措置 当面電子化の措置を予定しているものは以下のとおりである。 ・絶滅のおそれのある野生動物植物種の保存に関する法律における国際希少野生動物植物の登録関係、国際希少野生動物植物の譲受け等の届出、適正に入手された原材料に係る製品である旨の認定手続について、一定の規格等を前提として電子データ(フロッピーディスク)による手続を認める。		11年度(結論)	12年度(早期実施)	(環境省) 「登録申請及び登録票とともに譲り受けた旨の届出手続きについては、磁気媒体による申請を可能とした。(平成13年4月27日施行)」【平成13年4月環境省令第17号】 「認定手続については、環境省との共同省令により磁気媒体による申請を可能とした。(平成13年4月27日施行)」【平成13年経済産業省・環境省令第5号】  (経済産業省) 適正に入手された原材料に係る製品である旨の認定手続については、環境省との共同省令により磁気媒体による申請を可能とした。(平成13年4月27日施行) 【平成13年経済産業省・環境省令第5号】	

